

II ボランティア行事用保険

「ボランティア行事用保険」は、社会福祉協議会の構成員や会員である団体・グループおよび社会福祉協議会などが主催者となり地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における様々な事故に対する備えとして、昭和59年に発足した補償制度です。

1. ボランティア行事用保険の概要

1. 特長

- ①ボランティア行事の参加者のケガや主催者の損害賠償責任を補償します。
- ②行事開催地への往復途上のケガも補償の対象となります。賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ往復途上の事故も対象となります。(Aプラン、Bプラン)
- ③宿泊を伴う行事にも対応できます。(Bプラン)
- ④熱中症も補償します。(A・B・Cプラン共通)
- ⑤登録研修機関が行う喀痰吸引などの研修にも対応できます。

2. 加入申込人(加入対象者)(ご加入いただける方)

下記の対象者で行事の主催者

- ・社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体
- ※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。
- ※営利企業(株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・合名会社等)が実施主体である行事は補償の対象外としていますが、企業内の有志の方々の自発的な活動による行事は、補償の対象となります。
- 企業内有志の方々の自発的な活動による行事の場合は、グループの代表者を加入申込人としてください。詳しくは57ページQ30をご覧ください。
- ※生活困窮者就労支援保険制度は営利企業名での加入が可能です。(「ふくしの保険」ホームページ掲載のマニュアル参照)

3. 被保険者(保険の補償を受けられる方)

ケガの補償…行事参加者全員(主催者(個人)を含みます。)

賠償責任の補償…行事主催者および共催者

※参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償します。

4. 対象となる行事

地域福祉活動^(*)やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事

- (*)地域福祉活動とは、地域住民や関係団体(自治会・町内会などを含む)、ボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会における福祉の問題に対し、また地域の福祉を高めるために取り組むさまざまな活動です。
- *区分表に記載されていない行事については福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。
- *Cプランは開催場所の制限があります。

5. 対象とならない行事

- ◎グループや団体の構成員のみで行う組織活動(総会など)、および親睦が目的のレクリエーション行事。
- ◎行政が主催する行事で、社会福祉協議会の共催・後援、協力などの関連がない行事。
- ◎学校からの加入申込みの場合、教職員・生徒を対象とした学校管理下(クラブ活動、課外指導中などを含みます。)にある行事。
- ◎行事の準備・後片づけのみ(行事の本番を含める必要があります)。
- ◎参加者のうち1人でも草刈機やチェーンソーなどの電動器具・工具および原動機付の器具・工具を使用する行事。
- ◎オンラインで実施する行事。(主会場だけは可)
- ◎自宅(個人宅)で行われる行事。
- ◎危険度の高い行事。

行事区分表にない行事は、事前に福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

6. 補償期間

行事開催期間(加入手続完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます。)

加入申込手続きの完了とは、加入申込者が保険料を全社協指定口座に払い込み、『加入依頼書』(社協確認印押印済みのもの)を専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとします。

7. 補償内容

保険金の種類	補償内容
ケガの補償	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡保険金額の全額
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。 ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
	①損害防止費用 被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
賠償責任の補償	①損害防止費用 被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
	②緊急措置費用 損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
	③権利保全行使費用 被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
	④争訟費用 被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
	⑤協力費用 被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて社協(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。
	⑥損害賠償金 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 等 ※修理費及び再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。
	⑦被害者対応費用 対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金・見舞品の購入費用を被害者の状況に応じて死亡時10万円・入院時3万円・通院時1万円を限度にお支払いします。本補償をご利用後に賠償請求を受け、最終的に賠償責任を負う場合には、賠償保険金のお支払い時に、この補償分を控除させていただきます。
	⑧事故対応特別費用 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等)をお支払いします。

【用語の定義】

用語	内容
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

8. 補償金額(保険金額)

Aプラン・Bプラン・Cプラン共通

		保険金の種類	補償内容	
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金	400万円	
		後遺障害保険金	400万円(限度額)	
		入院保険金日額	3,500円	
	手術保険金	入院中の手術	35,000円	
		外来の手術	17,500円	
		通院保険金日額	2,200円	
賠償責任の補償		対人事故 ^(*)	2億円(1事故限度額)	
		対物事故 ^(*)	1,000万円(1事故限度額)	

(※)賠償責任の補償は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。Aプラン、Bプラン、Cプラン、いずれも自己負担額は0円です。

9. 保険料(1名あたり)

Aプラン(宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できる行事)		
A1行事	A2行事	A3行事
1日 28円 (最低保険料 560円)	1日 126円 (最低保険料 2,520円)	1日 248円 (最低保険料 4,960円)

Bプラン(宿泊を伴う行事) (注)対象は行事区分表のA1・A2・A3行事に限ります。							
1泊2日	241円	6泊7日	364円	11泊12日	524円	16泊17日	850円
2泊3日	295円	7泊8日	504円	12泊13日	529円	17泊18日	855円
3泊4日	300円	8泊9日	509円	13泊14日	534円	18泊19日	860円
4泊5日	354円	9泊10日	514円	14泊15日	840円	19泊20日	865円
5泊6日	359円	10泊11日	519円	15泊16日	845円	20泊21日	870円

Cプラン(宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事)							
(注) A1区分行事で、建物内(施設内)で開催される行事、または屋外の場合はフェンス等で開催場所の境界が明確に区分できる会場(グラウンド等)で開催する行事に限ります。							
※A2、A3区分の行事は加入できません。							
1日 28円(最低保険料 560円)							

10. 加入に関する注意事項

(1) 加入人数について

①A・Bプランともに必ず行事参加者全員(主催者を含みます)でご加入ください。

行事参加者の一部の方のみで加入することはできません。

②Cプランは、行事参加見込人数(主催者を含めた総人数)でご加入ください。

③Aプラン、Cプランで、開催日が複数にわたる行事の場合、行事期間中の延べ参加人数^{(※1)(※2)}でご加入ください。

(※1) 延べ参加人数= 1日の参加者数×行事開催日数(日)によって参加人数が異なる場合は、実際の合計延べ参加者数になります。)

(※2) 通常は1日1行事となります。行事期間中を通じて1行事とすることができる特例については、以下の(3)1行事の特例をご覧ください。

④Aプラン、Cプランは、参加者が20名未満の行事の場合、20名分の最低保険料をお支払いいただくことで加入できます。

⑤ご注意

行事参加人数は正しくご申告ください。正しく申告されていない場合、保険金をお支払いできなかつたり、削減してお支払いすることができますのでご注意ください。

(2) 行事区分について

①A1、A2、A3の区分は、行事の内容により異なります。必ず行事区分表をご確認ください。

また、記載のない行事は必ず福祉保険サービスまたは損保ジャパンへお問い合わせください。

②同一行事で行事区分の異なる行事が混在する場合は、行事全体に高い方の行事区分を適用します。

(例 A1とA3が混在する場合は、A3の行事区分を適用する。)

③同一行事でAプラン、Cプランに混在して加入することはできません。

④宿泊を伴う行事にAプラン、Cプランで加入することはできません。

※宿泊中の補償は不要という場合も、宿泊を伴う行事は必ずBプランでご加入ください。

※日帰りと宿泊が混在する行事については、P.54・Q9をご覧ください。

(3) 1行事の特例

①Aプラン、Cプランの場合、通常1日が1行事となります。同一主催者が行う同一行事の日程が連続して2日間以上にわたる場合、これを1行事とします。

②介護職員初任者研修を含む介護関連研修および福祉関連研修に限り、その全過程を1行事とみなします。ただし、実習日のみの加入は各日を1行事とします。

③社協が主催する同一内容の行事については、加入時に日程と参加人数が確認できる場合に限り、その行事の全過程を1行事とし、延べ参加人数で加入することができます。ただし、介護関連研修および福祉関連研修における実習日のみの加入については、特例の適用はありません。(日程が連続している場合でも、各日を1行事とします。)

(4) 「生活困窮者就労支援保険制度」の加入上の注意点

平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業・就労準備支援事業等については、「生活困窮者就労支援保険制度」にもとづき、ボランティア行事用保険を準用してお受けしております。

加入要件および事務取扱要領などの詳細については全社協より発信の『生活困窮者就労支援のための保険について』(「ふくしの保険」ホームページに掲載)を参照ください。

〈ご注意〉 お申込みの際、行事名称は「生活困窮者就労支援」と記載ください。また、プログラム等の添付が必要となります。

(5) 職場体験の加入上の注意点

ボランティア行事用保険に加入できる「職場体験」は、都道府県社会福祉協議会の福祉人材センターが行う「職場体験事業」に限ります。手続きの際、ボランティア行事用保険加入依頼書の行事名称欄に「○○県福祉人材センター実施の職場体験事業」と明記ください。

(6) その他

①参加者が賠償責任の補償対象になる実習とは、介護職員初任者研修などの資格取得のために行われる学習会、社会福祉施設での勉強会またはボランティア活動に関する学習会による実習になります。

②ボランティア活動保険にも加入されている方が、行事のお手伝いなどボランティアとして参加されて事故に遭われた場合は、ボランティア行事用保険およびボランティア活動保険のいずれも補償の対象となります。

11. 行事区分表

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事が対象です。

区分	Aプラン(宿泊を伴わない行事)	A1・Cプラン共通
あ行	アーチェリー、空カン拾い、アクアピクス、歩こう会、居合い(素振りのみ)、囲碁、石けり、いすとりゲーム、磯あそび、いちご狩り、いなごとり、稻刈り(コンバインを使用しないもの)、いも煮会、いも掘り、慰問(人形劇、歌程度のもの)、慰靈祭、インディアカ、ウォークラリー、ウォータージャギー、牛の乳搾り、腕相撲、うなぎつかみ、馬飛び、エアロビクスダンス、映画鑑賞、SL試乗会、枝払い(電動工具を使用しないもの)、演芸会、遠足、縁日、お祝会(挨拶、飲食程度のもの)、お菓子作り、お好み焼き会、おしるこ会、お茶会、踊り太鼓、鬼ごっこ、お花見、お囃子、お店屋さんごっこ、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、音楽鑑賞	
か行	カーリング、カーリンコン、カローリング、会議・会合、会食会、海水浴、害虫駆除(薬剤散布程度。ただし、高所作業は不可)、街頭ビラ配り、街頭募金、化学教室(観察する程度)、鏡開き、柿狩り、学芸会、影絵、華道、鐘つき、紙芝居、紙すき教室、カラオケ、借物競争、カルタ、川原遊び(ゲーム・すいか割り、水遊び程度のもの)、観劇、観月会、乾布摩擦、学習会(読書程度のもの)、合唱、カンガクリケット、キックバレー、木の実拾い、肝試し、キャッチングザスティック、キャンプ(テントをたてない)、救急活動講演会(応急処置程度)、救急法(講習)、人工呼吸、応急処置の仕方程度)、弓道、金魚すくい、キンボール、クイズ大会、草刈り(電動工具を使用しないもの)、クリケットゴルフ、クリスマス会、栗拾い、車椅子テニス、クロッケー、グラウンドゴルフ、グリーンボール、見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、美術館等)、健康診断、健康増進教室(体力テスト、血圧測定程度のもの)、けん玉、ゲートボール、ゴールボール、講演会、工芸、工作(子どもが対象程度のもの)、講習会(スポーツの場合は実技を伴わないもの)、交通安全教室(講習程度のもの)、交通量調査(市民等が奉仕で行うもの)、校庭清掃、交流会(国際交流、華道、茶道等)、鼓笛隊、コンサート、昆虫採集、ゴムボート遊び(川下りを除く)、子ども食堂	
さ行	サウナ、魚のつかみ取り(川の浅瀬で行う場合)、魚の放流、さくらんぼ狩り、撮影会、サロン、山菜とり、サンバ、参拝、座禅、潮干狩り、式典、詩吟、獅子舞、史跡めぐり、自然観察(海岸、野原等)、七宝焼、下草刈り(電動工具を使用しないもの)、社交ダンス、写生会、シャッフルボード、射的、手芸、珠算、シューーケリング(船を使用せず、陸から足のつく程度の場合)、将棋、植樹祭、書道、シンクロナイズドスイミング、身体障害者技能競技会(和裁、洋裁、陶芸等)、森林浴、自転車乗り方教室、地引網、ジャズダンス、じゃんけんゲーム、柔軟体操、陣取りゲーム、水泳(遠泳を含む)、すいか割り、垂直飛び、スカッシュ、すごろく、スタンプラリー、ストーンハンティング(小石拾い)、ストレッチ体操、砂遊び、巣箱作り、スプリンース、スポーツカイト、スポーツ吹き矢、スポンジサッカー、スマイルボウリング、清掃(海岸、公園、河川等)。ただし、落下の危険を伴う場合や電動機械を使用する場合は不可)、セパタクロウ、創作ダンス、ソフトバレー、ソフトボール、スノーボード(プラスチック製の子どものそり遊び)	
た行	太極拳、タイヤ乗り、体力テスト、田植え、宝さがし、炊き出し、竹馬遊び、竹細工、竹とんぼ、ターゲットバードゴルフ、タケノコ狩り、廻あげ(子供用)、ダーツ、卓球、七夕祭り(笹の飾りつけ、バザー程度のもの)、たまいれ、ダンスパーティー、ダンベル体操、チュックボール、茶みつ、彫刻、ちょうちん行列、つなひき、釣教室(建物内で行うもの)、釣堀での釣り、テニス、テーブルマナー、点字、天体観測・地学・天文観測、ディスクゴルフ、陶芸、とうもろこし狩り、灯ろう流し、討論会、跳び箱、トランプ遊び、トリム体操、豚汁会、動物とのふれあい、土器づくり、どじょうつかみ、ドッジボール、どんど焼き	
な行	梨狩り、なわとび、二人三脚、乳幼児教室、人形劇、人形作り、人間将棋、ネットボール(バレー形式)、粘土細工、農業体験(農家の生業支援や報酬が出来るものを除く)、納涼大会、納涼パーティー、ノルディックウォーキング	
は行	パークゴルフ、パーティ、バードウォッキング、バーベキュー、ハイキング、俳句会、バウンドテニス、バケツレース、バザー、走り幅跳び、バスケットピンポン、バス旅行、パソコン教室、パターゴルフ、発掘調査、パットゴルフ、バドミントン、パドルテニス、バトンタフリング、花火見物、花火大会(市販程度のもの)、羽根つき、バレエ、バレー、バーレーボール、版画、ハンカチ落とし、飯ごうすいさん、バンブーダンス、ビーチバレー、ビーチフットボール、ビニールバレー、美容・健康美体操、表彰式、ビリヤード、ビンゴゲーム、風船わり、フォークダンス、ふくわらい、ブーメラン、フライングディスクゴルフ、プラスバンド、フラッシュボール、プラネットリウム見学、フラフープ、プラモデル、フリースロー、フリーテニス、フリスビー、フルーツバスケット、ブレイクダンス、ペダルポート、ペタンク、ペナルティーキックゲーム、ベビーゴルフ、ペロタ、勉強会、棒踊り、盆踊り、ボウリング、歩行ラリー、ホースシューズ、ボートオリエンテーリング、ボート教室(手漕ぎボートを使用)、ボールカラッティ、ほたる狩り、ボッチャ、ホッピング、ボンバン	
ま行	マーチングバンド、麻雀、マスゲーム、マタニティスクール、マット運動、まつたけ狩り、的あてゲーム、豆まき、丸太のり、マルチアクシス、マレットゴルフ、みかん狩り、水遊び、むかで競争、迷路、メンコ、模擬店、模型飛行機製作、木工教室、もちつき大会、モデルロケット、もみじ狩り、モルック	
や行	やきいも会、薬剤散布、遊園地、雪遊び、雪かき(スコップ等で行うもので、屋根等の高所作業は除く)、ユニカール、ヨーヨー、ヨガ	
ら行	ラインサッカー、落語鑑賞会、ラケットテニス、ラジオ体操、ラジコン、リズム体操、リズムダンス、リハビリ体操、料理教室、りんご狩り、リングテニス、リンボーダンス、老人スポーツ大会(血圧測定、輪投げ、パン喰い競争等)、老人大学講座、ローンボウルス	
わ行	綿菓子作り、輪投げ、わら細工、わら投げ、ワンバウンドバレー	

Bプラン(宿泊を伴う行事)

行事の区分はありません

(注) 上記A1・A2・A3行事に限ります。

Cプラン(宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事)

A1区分行事で、かつ建物内(施設内)で開催する行事、または屋外の場合は開催場所の境界がフェンス等で参加者か否かを明確に区分できる会場(グラウンド等)で開催する行事。

Aプラン(宿泊を伴わない行事)		
A2	A3	加入できない行事
アイススケート、アスレチック、アルティメット、一輪車、インラインスケート、ウィンドサーフィン、鵜飼体験、運動会、エアドーム・エアーマット、駅伝	合気道、アイスホッケー、アメリカンフットボール、居合道、ウェーブカッター、エイトボート、オリエンテーリング(自動車によるもの)	いかだ、岩のぼり、ウォータージャンプ、枝払い(電動工具を使用するもの)、大廻揚げ
カヌー教室(プールで行う)、川下り(観光用)、器械体操、起震車、キックベースボール、騎馬戦、キャンプ(日帰り)、キャンプファイヤー(日帰り)、競歩、組体操、車椅子ジョギング、車椅子バスケットボール、車椅子マラソン、クロスカントリー(スキーを使用しない場合)、剣道、交通安全自転車キャラバン隊、子ども祭(紙のみごしあつぎ)	カッターボート、カヌー教室(川等で行う)、カヌー競漕、カバディ、カヤック、空手、グローブ空手、キックボクシング、草競馬、草スキー、クルーザー遊覧(クルージング)、クロスカントリー(スキーを使用する場合)、車椅子サッカー、硬式野球、ゴーカート	化学実験、川下り(観光用以外)、間伐、木登り、キャニオニング、クライミングボード、草刈り(電動工具を使用するもの)、建設機械観覧(工事現場見学・建設機械試乗を含む)、高所作業(2.5m以上)、護身術
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練、サイクリング、サイクルオリエンテーリング、魚釣り(船上での釣り、船を使用して釣り場に行っての釣りは不可)、地震体験車搭乗、自転車運乗り競争、自転車障害物競走、自動二輪安全運転講習会、自動二輪試乗会(教習所内で試乗するもの)、射撃、消火訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、乗馬、ジョギング、精霊流し、新体操、スーパースライダー、水球、スケート、スケートボード、ストリートバスケット、スポーツチャンバラ、すみ焼き、聖火リレー、セグウェイ、雪上運動会(スキーを使用しない)、船上パーティー、スラックライン	サーフィン、サッカー、サロンフットボール、サンボ、少林寺拳法、自動車試乗会、自動車安全運転講習会、柔道、水上オートバイ、水上スキー、スキー、スタンドアップパドル(サップ)、スノーボード、スノーモービル、相撲、雪上運動会(スキーを使用するもの)、そり(スノーボートは除く)	消防団の訓練、サバイバルゲーム、下草刈り(電動工具を使用するもの)、植林、水上オートバイ運転、スキーバダイビング、スノーケル車搭乗、スノーパラセイル、狩猟(銃を使用するもの)、就労体験
体育大会、体操(器械体操)、タイムマラソン、樽みこし、チアリーディング、着衣水泳、ツーリング(バイク)、テニス野球、電動カート試乗、トライアスロン、トランポリン、たき火、電動キックボード	タッチフットボール、タグラグビー、タッチラグビー、玉せせり、たらい舟、ツーリング(自動車)、つぎじし、剣の舞、テコンドー、トライアスロン(スキーやボート等を含む場合)、ドラゴンボート	竹の切り出し、ツリーイング、ツリーライミング、ツリーハウス、出初式、鳥人間コンテスト、登山
なぎなた、軟式野球、ネットボール(バスケットボール形式)、納涼船、納涼大会(船を使用する場合)	長靴ホッケー、日本拳法、人間ばんば競争	熱気球試乗(固定されている場合も含む)、野焼き
ハッキーサック、ハンドベースボール、ハンドボール、馬術、バスケットボール、パワーリフティング、避難訓練・防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、氷上運動会、ファイヤーストーム、フィールドアーチェリー、フィールドアスレチック、フェンシング、フットベースボール、ヘックボール、豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のもの)、棒倒し、ボディビル、ポートボール	バナナボート、ファミリーラリー、ビーチサッカー、フットサル、ブルームボール、ペーロン競漕、ホッケー、ボートレース、棒もて、ボクササイズ、ボクシング、ボディボード、ボルダリング(壁高5m未満)	配食サービス、廃品回収、パラグライダー、バンジージャンプ、ハンググライダー、フリークライミング、船釣り、防犯・防火パトロール、ポケットバイク、ボルダリング(壁高5m以上)、引越
マラソン、ミニバスケットボール	祭り(山車に参加するもの、神輿に参加するもの)、ミニサッカー、モーターボート遊覧	マウンテンバイク、薪割り
野球(軟式・準硬式)、遊覧船、ユニホック、ヨット教室	野球(硬式)	やぐらの組立・解体、山焼き、遊覧ヘリコプター、雪下ろし、ヨットレース
ライン下り(観光用)、ラケットベースボール、ランドヨット、陸上競技、ローラースケート、ロディオマシーン	ラクロス、ラグビー、レガッタ、レスリング、ローラーホッケー	ラフティング、ロードレース
わかさぎ釣り(湖の氷上)		

※Aプランで異なる行事区分が混在する行事は、行事全体が保険料の高い区分の取扱いになります。(例:A1とA3が混在する行事⇒A3)

※準備・後片付けの日も、当該行事区分が適用されます。(例:A2行事のための準備・後片付け⇒A2行事での取扱い)
ただし、準備・後片付けのみの加入はできません。

※上記行事の例に記載のない行事につきましては、福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

※不特定多数の参加者が見込まれるために参加者が否かを特定できない行事は対象になりません。

例)パレードにおいて沿道で観覧する不特定の方を対象とするような場合

12. 保険金をお支払いする主な場合

(1) ケガの補償

参加者が行事中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や食中毒により身体に障害を負われた場合、さらに熱中症(日射病・熱射病)の場合に保険金をお支払いします。なお、Cプランは往復途上の補償はありませんのでご注意ください。

補償	A プラン	B プラン	C プラン
ケガ	○	○	○
食中毒	○	○	○
熱中症	○	○	○
往復途上	○	○	×

【例】◎海で日帰りキャンプをしていて、参加者が溺れて亡くなられた。

◎ふれあい広場の会場内で参加者がケガをし通院した。

◎ハイキングで引率のボランティアや参加者がケガをし通院した。

◎行事参加中、熱中症になり入院した。

◎行事中に食べた弁当が原因で食中毒(O-157)になり入院した。

	例
①細菌性食中毒	サルモネラ菌、ブドウ状球菌、O-157 など
②自然毒による食中毒	フグ、キノコ、青梅 など
③化学物質による食中毒	メタノール、青酸、鉛、有毒ガス など
④ウイルス性食中毒	ノロウイルス、ロタウイルス など

※②③は偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に限ります。

(2) 賠償責任の補償

【対人賠償・対物賠償】

- ・主催者が行事開催中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。
- ・主催者が製造または提供した製造物に起因する事故や、引き渡した作業に起因する事故により法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【受託物賠償】

主催者が一時的に占有・使用・管理する第三者の財物や現金・貴重品などを壊したり、紛失・盗難にあったことにより、正当な権利を有する者への法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【人格権侵害賠償】

主催者が不当な身体の拘束による自由の侵害、または口頭・文書などにより人格権を侵害したことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【例】◎運動会会場の設営の不備で入場者にケガをさせてしまった。

◎キャンプで場所の選定ミスや計画自体のミスにより、参加者を死亡させてしまった。

◎研修会で主催者がクローケで預かった参加者の持ち物を紛失してしまった。

◎主催者が調理・提供した弁当により食中毒が発生した。(主催者の調理方法に食中毒発生の原因があった場合)

◎介護職員初任者研修会の参加者が実習中にお年寄りにケガをさせてしまった。

◎登録研修機関として行った喀痰吸引等の実地研修中に、要介護者にケガをさせてしまった。

※参加者の実習を伴う行事での事故による「参加者の損害賠償責任」もAプラン、Bプランで補償の対象となります。

参加者の実習を伴う行事とは介護職員初任者研修会、施設等での実習などです。

※『加入依頼書(行事予定表)』の参加者の実習の有無の“有”に○印を付けてください。

	右記以外の行事	参加者の実習を伴う行事
ケガの補償	主催者のケガの補償	○
	参加者のケガの補償	○
賠償責任の補償	主催者の賠償責任の補償	○
	参加者の賠償責任の補償	×

13. 保険金をお支払いできない主な場合

【ケガの補償】

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤妊娠、出産、早産または流産
- ⑥外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(*)1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑧地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(*)2)のないもの
- ⑩山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故

など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【賠償責任の補償】

- ①故意
- ②航空機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）
- ③施設や昇降機の新築、改築、修理、取りこわしその他工事
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑥医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑦被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑧原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ⑨福祉用具貸与に関する事業者（リース、レンタル業者）等から供給を受けている場合に、その用具に与えた損害に起因する賠償責任
- ⑩受託物の自然の消耗、かし、ネズミ喰い、虫喰いなどに起因する賠償責任
- ⑪受託物が利用者・第三者（受託物の所有者）に引き渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任
- ⑫法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による損害
- ⑬被保険者が他人に損害を与えることを予見して行った行為による損害
- ⑭排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑮被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑯石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ⑰汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ⑱修理または加工に起因する賠償責任
- ⑲屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

※自動車による事故は、行事参加者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となります。
(自動車保険での補償となります。)

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、原動機付自転車、ブルドーザー、パワーショベル、ユンボ、フォークリフト、クレーン車などを含みます。

2. 加入手続きと社協事務の流れ

1. 契約の形態

この保険の契約は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が契約者となり、社会福祉協議会などの行事主催者(ケガの補償・賠償責任の補償)と行事参加者(ケガの補償)を被保険者とするものです。

2. 加入申込手続き

加入を希望する加入申込人(社会福祉協議会およびその構成員・会員など)の加入手続きは次の通りです。

- ①加入申込人は、『加入依頼書』に行事日程、行事内容、参加人数(Cプランは参加見込人数)などの必要事項を記入し、1~2枚目に署名(フルネーム)または捺印します。なお、新規加入の手続きの際は必ず加入依頼書の同種の補償についての質問欄に記入いただきます(追加の場合は記入不要です。)。
※地方公共団体、法人の場合は必ず公印、法人印をご捺印ください。
- ②加入申込人は、『所定払込用紙』(社協コードを必ず記入)を使用して保険料を当該行事の開催日前日までに全国社会福祉協議会指定口座に払い込み、『加入依頼書』に『振替払込受付証明書(お客様用)』を貼付します。
- ③『加入依頼書』に当該都道府県社協または市区町村社協の確認印を取り付けます。
- ④行事開催日前日までに専用封筒(ピンク色)にて送付してください。
- ⑤『加入依頼書』の3枚目に社協印を捺印したものが『加入証』となりますので、大切に保管していただきます。

<参加者名簿の取扱い>

参加者名簿は、A・Bプランともに参加者の氏名・住所・電話番号が記載されたものであれば様式は問いません。

Aプランは、参加者名簿を加入申込人が備え付けてください。(提出いただく必要はありません)

※参加人数の把握はできても、行事開催時、行事開催場所に入場するまでに参加者名簿の備付ができるない行事は、ご加入いただけません。

Bプランは、参加者名簿を加入申し込み時に加入依頼書に添えてご提出ください。

Cプランは、参加者名簿の作成・備付は不要です。ただし、事故が発生した場合は、その方が当該行事に参加していたことを確認するために、別途「管理下中事故証明書」(104ページ参照)をご提出いただきます。

※Aプランの場合は、参加者名簿を必ず加入申込人が備え付けてください。

※Bプランの場合は、参加者名簿を2部用意し、1部を社協控とし、1部を『加入依頼書』に添付して送付してもらってください。

※Cプランは、名簿不要です。

※あらかじめ、複数の行事の日程・人数がわかる場合は、一括して加入することができます。

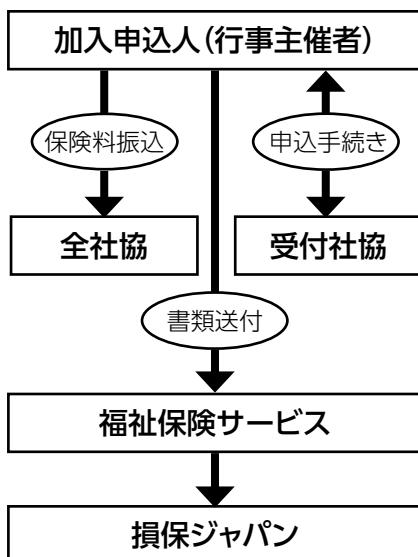
3. 社協事務の流れ

(1) 社協の事務

加入に必要な書類の作成、保険料の払込み、書類の送付は加入申込人が行い、社協の事務手続きは次の通りです。

- ①加入申込者の作成した『加入依頼書』に受付社協コードを記入します。
- ②『加入依頼書』の1枚目(保険会社用)に『振替払込受付証明書(お客様用)』が貼付されているかを確認し、1・3枚目に「受付社協確認印」を捺印します。
- ③新規加入の場合は、加入依頼書の質問に対する回答が記入されているか確認してください(追加の場合は記入不要です。)
- ④加入依頼書の2枚目は社協控えです。社協控えは3年間保管してください。

(2) 事務の流れ



1. 加入依頼書作成・保険料振込

加入申込人は『加入依頼書』を作成(Bプランは参加者名簿も作成)し、行事開催日の前日までに所定の払込用紙にて保険料を振込みます。

※振替払込受付証明書(お客様用)を加入依頼書(保険会社用)に貼付してください。

2. 加入申込手続き

受付社協は、加入申込人が手続きをした『振替払込受付証明書(お客様用)』、『加入依頼書』の内容を確認し、加入依頼書の『社協印』を押印の上、受付社協用を控えとして保管します。

※Bプランは名簿を1部社協用として保管します。

3. 書類送付

加入申込人は加入依頼書の1枚目(保険会社用)を専用封筒(ピンク色)にて行事開催日の前日までに送付します。

※Bプランは名簿を1部保険会社用として添付してください。

【ご注意】

加入申込人は振込みは行ったが書類送付を失念してしまうケースが散見されます。保険料を払込後、加入依頼書を速やかに専用封筒でお送り頂くよう加入申込人へ依頼願います。

4. 変更手続き

①変更手続き(Aプラン・Bプラン・Cプラン)

	変更の理由	手続き
Aプラン Bプラン Cプラン	中 止	<ul style="list-style-type: none"> ◎加入申込時の『加入依頼書』(受付社協控)のコピーの当該行事に印をつけ、余白に中止理由を記入します。 ◎返れい請求書(112ページ)に必要事項(返れい金額・振込先など)を記入します。 ◎加入申込時の払込票のコピーを添付します。 ◎上記書類を福祉保険サービス宛にFAX(03-3581-4763)してください。 ※返れい金は、全社協より振り込まれます。
	日程・場所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ◎加入申込時の『加入依頼書』(受付社協控)のコピーに新しい日程・場所を記入します。 ◎上記書類を福祉保険サービス宛にFAX(03-3581-4763)してください。 ※予め加入依頼書に順延日を記入いただいている場合は手続き不要です。 ※年度をまたぐ延期はできません。一度返れいし、再加入となります。
	延 長	<ul style="list-style-type: none"> ◎日程が延長された当該部分につき新たに『加入依頼書』を作成し、余白に「延長」と記入します。 ◎追加保険料を所定の払込用紙にて全社協に払い込みます。 ◎加入申込時の『加入依頼書』(受付社協控)のコピーを添付します。 ◎上記書類を専用封筒(ピンク色)にて送付してください。
	短 縮	<ul style="list-style-type: none"> ◎加入申込時の『加入依頼書』(受付社協控)のコピーに日程・延参加人数・保険料を訂正し、余白に短縮理由を記入します。 ◎返れい請求書(112ページ)に必要事項(返れい金額・振込先など)を記入します。 ◎加入申込時の払込票のコピーを添付します。 ◎上記書類を福祉保険サービス宛にFAX(03-3581-4763)してください。 ※返れい金は、全社協より振り込まれます。
	参加人数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ◎増加人数分について新たに『加入依頼書』を作成し、区分欄の2.追加に○印します。 ◎追加保険料を所定の払込用紙にて全社協に払い込みます。 ◎加入申込時の『加入依頼書』のコピーを添付します。 ◎上記書類を専用封筒(ピンク色)にて送付してください。
	参加人数の減少	<ul style="list-style-type: none"> ①加入申込時の『加入依頼書』(受付社協控)のコピーに減少後の延参加人数・保険料を訂正し、余白に減少理由を記入します。 ②参加者名簿を訂正します。(A・Bプランのみ) ③返れい請求書(112ページ)に必要事項(返れい金額・振込先など)を記入します。 ④加入申込時の払込票のコピーを添付します。 ◎上記書類(①～④)を福祉保険サービス宛にFAX(03-3581-4763)してください。 ※返れい金は、全社協より振り込まれます。

ご注意ください

※上記変更があった場合、原則として行事開催予定日の前日までに手続きを行ってください。雨天中止など当日にしか判明しない場合は、翌営業日(開催日が土・日の場合は翌日月曜日)までに手続きを行ってください。

※行事が開催当日に中止となり、順延日を加入依頼書に記入いただいている場合は、翌営業日(開催日が土・日の場合は翌日月曜日)までに順延日をご連絡ください。順延日が決まっていない場合は「中止」となりますので、必ず翌営業日までに「返れい請求書(112ページ)」を使用して保険料の返れい手続きを行ってください。

手続きが遅れると、延期や保険料の返れいができませんのでご注意ください。

※上記以外の変更手続き等については最寄りの損保ジャパンまでご照会ください(109ページお問合せ先一覧参照)

※変更手続きが適切に行われていない場合、保険金の全額または一部が支払われないことがありますのでご注意ください。

3. 使用帳票類

1. 帳票類の様式・構成

所定払込用紙

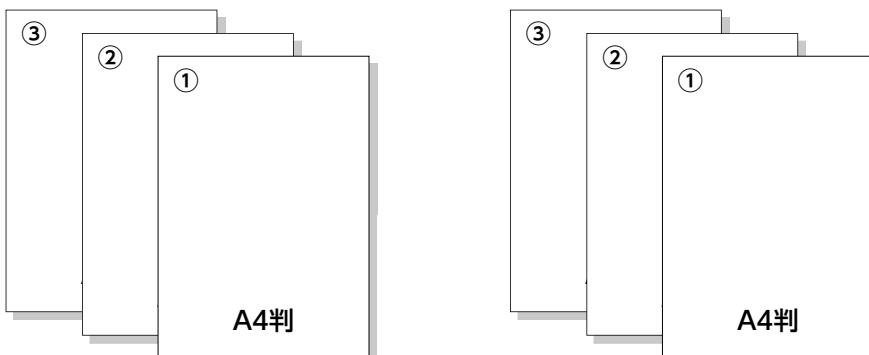
①	②	③	④	⑤
---	---	---	---	---

〈5連式〉

- ①払取扱票(振込通知書)
- ②払込票
- ③払込金受入票(振込依頼書)
- ④振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書) ⇒ **加入者控**
- ⑤振替払込受付証明書(お客様用) ⇒ **加入依頼書1枚目(保険会社用)**に貼付

加入依頼書

別紙



〈3枚複写式〉

- ①保険会社用 ⇒ 専用封筒(ピンク色)でお送りください。
- ②受付社会福祉協議会控
- ③加入申込者控「加入証」 ⇒ 加入申込人の控として保管してもらってください。

2. 加入依頼書記入例

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中 パンフレットを確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意し、加入を申し込みます。		ボランティア行事用保険 加入依頼書		令和6年度用 行事開催対象期間： 令和6年4月1日～令和7年3月31日					
				令和〇〇年△月△日 ※「参加者の追加」の申し込みの場合、新規加入時の申込コピーを添付してください。					
※緑色の部分は特に記入漏れが多い部分です。必ずご記入ください。									
社協コード 1 2 3 4 5 6		区分 ① 新規加入	② 参加者数の追加						
（行 事 申 主 者 者 人） 団体・グループ名 (代表者名)	(フリガナ) ヤマモトイチロウ		ご署名(フルネーム) またはご捺印 (捺印部は必ず1枚ご提出ください)						
（行 事 申 主 者 者 人） 住所・TEL	XXX ボランティア 代表 山本一郎 〒123-4567 ○○市△△2-2-10 TEL 03(1234)5678 (担当 □□)				（東）				
行事共催者*		※行事共催：行政が主催する行事は社会福祉協議会の共催・後援・協力の関連がある場合のみ対象となります。							
加入依頼書別紙		社会福祉協議会							
行 事 予 定 表	日程	行事名称(内容)	開催場所	Aプラン(宿泊を伴わない行事)	Bプラン(宿泊を伴う行事)	Cプラン			
	△月○日から ×日間	子ども食堂	○○公民館	A 1 28円	A 2 126円	A 3 248円	1泊2日 241円	泊日 円	A 1 28円
	△月○日から ×日間	同上		延人数 人	人	人	人	人	100人
	△月○日から ×日間			保険料 円	円	円	円	円	2,800円
	△月○日から ×日間			延人数 人	人	人	人	人	100人
月 日から 日間			保険料 円	円	円	円	円	2,800円	
月 日から 日間			延人数 人	人	人	人	人	人	
月 日から 日間			保険料 円	円	円	円	円	200人	
月 日から 日間			延人数計 人	人	人	人	人	5,600円	
★質問：保険の対象とする行事について、「同種の補償を行なう他の保険契約等」(※)がありますか？		合計保険料 5,600円				貼付した払込受付証明書に記載の振込日をご記入ください。			
回答： 〔いいえ〕 〔はい〕		払込日 令和〇〇年△△月××日							
詳細(1名あたり保険金額などをご記入ください。 (※)損害ジャパンおよび他社における傷害総合保険、普通傷害保険、賠償責任保険などの保険契約または共済契約などをいいます。)									
【払込票貼付欄】		1行事の 最低保険料 A1・C: 560円 A2: 2,520円 A3: 4,960円				A-Cプランは 1行事の最低 保険料が必要 です。			
この欄には 振替払込受付証明書(お客様用) を必ず貼付してください		社協使用欄 お申込み時チェックリスト							
		<input checked="" type="checkbox"/> AプランおよびCプランの場合、1行事の最低保険料を満たしている(参加者数の追加の場合を除く) <input checked="" type="checkbox"/> 日程・行事名称・開催場所・プラン人数の記入にもれはない <input checked="" type="checkbox"/> 行事開催日前日までに申込みを受け付けている(行事開催日当日以降の申込みは不可) <input checked="" type="checkbox"/> 行事参加者全員(主催者含む)で申込みをしている(一部参加者のみの加入は不可)							
		上記備考の加入申込みを 年 月 日に受け付けました。							
		<input checked="" type="checkbox"/> ○○市社会福祉協議会 電話番号 012(345)6789							
		加入依頼書および保険料は、 行事開催日の前日までに送付・送金してください。				受付社協の記名・捺印をご確認ください。 (受付印のみでも可)			

よくある不備

- ①日程記入もれ
- ②行事名称・開催場所の記入もれ
- ③最低保険料に足りていない
- ④日程が払込日と同日等

- 社協コード、振込日は必ず記入してください。
- 3枚目は加入申込人の控(加入証)として保管してもらってください。
- 加入依頼書1枚目(保険会社用)に必ず振替払込受付証明書(お客様用)を貼付してあるか確認してください。
- Aプラン・Cプランの場合、1行事の最低保険料は20名分です。
- Bプランの場合、参加者名簿を2部添付してください。
- あらかじめ、複数の行事の日程・人数がわかる場合は、一括して加入することができます。
- 順延日があらかじめ決まっている場合は、順延日をご記入ください。
- 新規加入の場合は、必ず★質問欄にもご記入ください。

ご注意

この用紙は「加入依頼書」に書ききれない行事があるときに「加入依頼書」に添付してご提出ください。別紙のみの受付はできません。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会 御中

No. 1

令和6年度用

行事開催対象期間：
令和6年4月1日～令和7年3月31日

令和 X 年 X 月 X 日

ボランティア行事用保険 別紙

①(保険会社用)

社協コード	1	2	3	4	5	6	※社協コードを必ずご記入下さい						
団体・グループ名(代表者名)	(フリガナ)						ヤマモト イチロウ						
XXX ボランティア代表 山本一郎													
行事予定期表	日程と行事名称・開催場所を必ずご記入ください			1名あたり 保険料	Aプラン(宿泊を伴わない行事)			Bプラン(宿泊を伴う行事)			Cプラン		
	日程	行事名称(内容)	開催場所		A 1	A 2	A 3	1泊2日	泊日	A 1	28円		
	1	X月○日から △日間	子ども食堂 ○○公民館	延人数	人	人	人	人	人	人	20人		
		順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	560円		
	2	△月X日から ○日間	子ども食堂 ○○公民館	延人数	人	人	人	人	人	人	20人		
		順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	560円		
	3	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人		
		順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円		
	4	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人		
		順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円		
	5	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人		
		順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円		
	6	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人		
	順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円			
7	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人			
	順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円			
8	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人			
	順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円			
9	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人			
	順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円			
10	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人			
	順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円			
11	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人			
	順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円			
12	月 日から 日間		延人数	人	人	人	人	人	人	人			
	順延日	参加者の実習の有無 (有)	保険料	円	円	円	円	円	円	円			

※延人数計と保険料計は加入依頼書にご記入ください。

D-3-1

3. 所定払込用紙(5連式) [ボランティア行事用保険用]記入例

<p>(所定払込用紙左側3連)</p> <p>①</p>	<p>ご依頼人欄には加入申込人を ご記入ください。</p> <p>②</p>	<p>③</p>
-------------------------------------	---	----------

社協コードは必ずご記入ください。

(所定払込用紙右側2連)

<p>④</p>	<p>⑤</p>
-----------------	-----------------

↓

加入者控

↓

**加入依頼書1枚目(保険会社用)に
必ず貼付してください。**

4. 加入証

【表】

令和6年度用		行事開催対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日	
ボランティア行事用保険 加入証		令和6年 月 日	
(3) (加入者控)		参加者の追加の申込みがある場合は、この申込ページをご利用ください。	
※緑色の部分は特に記入漏れが多い部分です。必ずご記入ください。			
社協コード		区分	(1) 新規加入 (2) 参加者数の追加
会員登録事主申請者(代表者名) 住所・TEL			
TEL () (担当)			
行事共催者*		社会福祉協議会	
加入依頼書別紙			
行事予定表	日程	行事名称(内容)	開催場所
	月 日		延人数
	月 日	原稿用紙	保険料
	月 日	原稿用紙	保険料
月 日	原稿用紙	保険料	
★質問 保険の対象となる行事について、「同様の経験を行つた他の組織契約者」がありますか?			
回答 () () () 詳細1名あたり保険料とどこで購入いたしました。 () (※)前年シパンおよびJPOに於ける商標登録保険、普通損害保険、賃貸責任保険などの保険契約または損害契約などを含みます。			
合計保険料		合計保険料	
()		()	
()		貼付した払込済用紙書に記載の振込日をご記入ください。	
1行事の 最低保険料		A1・C:560円 A2:2,520円 A3:4,960円 保険料欄記入の保険料が最低保険料以上のご確認ください。	
社会使用欄			
お申込み時チェックリスト			
<input type="checkbox"/> AプランおよびCプランの場合、1行事の最低保険料を満たしている(参加者の追加の場合は除く) <input type="checkbox"/> 行事名稱・開催場所・プラン人数の記入にもはれない <input type="checkbox"/> 行事開催日前日までに申込みを受けている(行事開催日当日以降の申込みは不可) <input type="checkbox"/> 行事参加者全員(主催者含む)で申込みをしている(一部参加者のみの加入は不可)			
上記補償の加入申込みを 年 月 日に受け付けました。			
受付印			
加入依頼書および保険料は、 行事開催日の前日までに送付・送金してください。			
D-3-1			

【裏】

補償期間(保険期間)		
「行事予定表」の「日程」欄に記載いただいた期間		
対象となる行事		
「行事予定表」の「行事名稱(内容)・開催場所」欄に記載いただいた、地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる行事		
補償内容		
ケガの補償：行事参加者が行事中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。 賠償責任の補償：被審中に他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより、行事主催者および共催者が法律上の損害賠償責任を負はれた場合に保険金をお支払いします。 ※参加者の実習を伴う行事の場合、行事参加各個人の実習中の損害賠償責任も補償します。		
補償金額(保険金額)		
(A・B・Cプラン共通) 熟中症危険補償特約付		
ケガの補償	死亡保険金	400万円(※)
	後遺障害保険金	400万円(限度額)
	人院保険金日額	3,500円
	手術保険金	入院中の手術 35,000円 外来的手術 17,500円
	通院保険金日額	2,200円
	対人賠償(1事故)	2億円(限度額)
	対物賠償(1事故)	1,000万円(限度額)
(※) すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。		
ご注意		
<ul style="list-style-type: none"> ●行事の中止、延期、延長、短縮、参加者数の増加減少などの変更があった場合は、原則として行事開催予定日の前日までに社会福祉協議会までご連絡ください。当日にしか判断しない場合は、翌営業日までに手続きを行ってください。 ●行事が行事当日に中止になった時、順延日を報告いただいている場合は、必ず翌営業日までに順延日をご連絡ください。順延日が決まっていない場合は、必ず翌営業日までに保険料の返り手続を行ってください。手続を行っていただけない場合、順延の手続や保険料の返れいができない場合がありますので、注意ください。 ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡いただけない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 ※損保ジャパンの連絡先は、都道府県別にパンフレットに記載しています。 		
保険金をお支払いできない場合などの詳しい内容は、パンフレットなどをご覧ください。		
ボランティア行事用保険 パンフレットはこちら		

「ボランティア行事用保険」に関するQ&A

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| Q-1 補償の開始日について | Q-18 施設外、施設内行事の加入について |
| Q-2 2日間以上にわたる行事について | Q-19 行事日程、参加者数の変更手続きについて |
| Q-3 参加者が起こした賠償事故について | Q-20 山・森林などで行う行事について |
| Q-4 他の保険と重複加入者の補償について | Q-21 自動車事故について |
| Q-5 受講者人数が未確定の場合の加入について | Q-22 船を使用する日帰り行事の行事区分について |
| Q-6 複数行事の加入について | Q-23 ボランティアの参加は必要か |
| Q-7 交流会での弁当による食中毒の補償について | Q-24 親睦目的の行事は加入できるか |
| Q-8 キャンプ参加者の熱射病の補償について | Q-25 車で他の参加者を迎えた時の事故について |
| Q-9 日帰りと宿泊が混在する行事について | Q-26 日にちをまたぐ行事について |
| Q-10 行事の前後の準備や後片付けについて | Q-27 買い物支援について |
| Q-11 小刀、キリ等を使う行事の加入について | Q-28 咳痰吸引等の研修について |
| Q-12 防犯パトロールの加入について | Q-29 「火」「水」「山」「祭り」に関する行事区分について |
| Q-13 講習会で併設する託児所の加入について | Q-30 営利企業の社員が行うボランティア行事について |
| Q-14 野外活動での賠償事故、ケガの補償について | Q-31 建物内で行う行事(バザー等)の不特定多数参加者の加入について |
| Q-15 同一行事が別々の会場で行われる場合 | Q-32 大規模なイベントへ参加する場合について |
| Q-16 授業中の生徒対象の行事について | Q-33 弁当や食材を配達する場合や配布する場合について |
| Q-17 講演会などの会場の入場定員での加入について | Q-34 新型コロナウイルス感染症等の特定感染症が補償されないのはなぜか |

Q1 ボランティア行事用保険の補償はいつ開始するのですか?

- A1 加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日が補償されます。
加入手続きの完了とは、加入申込者が保険料を全社協指定口座に払い込み、「加入依頼書」(社協確認印押印済のもの)を専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとなります。

Q2 Aプラン(宿泊を伴わない行事)の1行事の考え方を教えてください。

- A2 加入方法は、行事の参加者全員で加入してください。参加者とは、行事の主催者やボランティアを含む参加者の全員をいいます。
また、1行事とは、通常1日が1行事(2日なら2行事)となります。特例として、同一主催者が行う同一行事の日程が連続して2日間以上にわたる場合は、これを1行事とします。
【例1】9月1日、2日、3日と同じ行事を行い、各日7名が参加する場合
1行事の参加者人数は、7名×3日=21名で加入することができます。
【例2】1日の参加者20名で2日連続の行事を開催し、参加者が2日とも同じ人であった場合
1行事の参加者人数は、20名×2日=40名で加入してください。

Q3 参加者が起こした賠償事故は補償の対象となりますか?

- A3 参加者の実習を伴わない行事においては、参加者の損害賠償責任は補償の対象とはなりません。ただし、参加者の実習を伴う行事における「参加者の損害賠償責任」についてはAプラン、Bプランとともに補償の対象となります。
(43ページの「12. 保険金をお支払いする主な場合(2)賠償責任の補償【例】」をご覧ください。)

Q4 ボランティア行事用保険とボランティア活動保険に加入している参加者がケガをしました。 両方の保険から保険金が支払われるのですか?

- A4 ケガをした参加者がボランティアとして行事に参加している場合、どちらの保険からも保険金が支払われます。

Q5 介護職員初任者研修会を催すためボランティア行事用保険に加入しようと思いますが、受講者の人数が確定していないときはどのように加入すればよいのですか？

A5 講習会の受講定員数で延べ人数を算出し、加入手続きを行ってください。

なお、加入手続き後、実際の受講者数と加入時の人数が異なる場合は、46ページの「4. 変更手続き」をご覧の上、変更手続きを行ってください。

Q6 同一主催者による複数の行事の開催予定があらかじめわかっている場合、1度の加入申込みで手続きできますか？

A6 1枚の加入依頼書で、3件まで加入申込みをすることができます。4件以上の場合は「別紙」をご利用ください。

加入手続き後、各々の行事の日程・参加者数に変更がある場合には、46ページの「4. 変更手続き」をご覧の上、変更手続きを行ってください。

Q7 お年寄りの交流会で配付したお弁当で食中毒が発生しました。補償されますか。

A7 ケガの補償：細菌性・自然毒・化学物質、ウイルス性による食中毒とも補償されます。

賠償責任の補償：主催者側が提供した弁当が原因で食中毒が発生し、主催者が損害賠償責任を負われた場合には補償されます。

Q8 キャンプで参加者が熱射病になりました。補償の対象になりますか？

A8 行事中に熱中症(日射病・熱射病)にかかった場合は、Aプラン・Bプラン・Cプランとともに補償の対象となります。

Q9 参加者の都合で、日帰りの人や1泊の人また2泊の人がいます。

ボランティア行事用保険はどのように加入すればよいのでしょうか。

A9 参加者名や参加日程が確定している場合であれば、日帰りの人はAプラン、宿泊の人はBプランと、記入する行を変えて一度の手続だけで加入ができます。Aプランの最低保険料は20名分です(Bプランは最低保険料はありません。)。また、宿泊日・日数の異なる参加者がいる場合は、宿泊日・日数ごとに行を変えて保険料計算をしてください。なお、Bプランは参加者名簿の提出が必要です。

Q10 日帰りの1日行事ですが、行事の前日にその準備と翌日に後片付けがあります。

準備や後片付けの日も含めて加入できますか？また、行事と準備・後片付けを分けて加入できますか？

A10 準備と後片付けを含め加入できます。

1行事として行事の準備の日から後片付けの日までの参加人数の合計で加入してください。

ただし、行事の日を含めず準備の日や後片付けの日のみで加入することはできません。また、行事が「A2」となる場合は、準備と後片付けも全て「A2」が適用されます。

Q11 竹林ボランティアグループが、夏休みに地元の子どもたちを集めて、竹とんぼつくりなど竹細工の行事を開催します。

小刀やキリなどの道具を使いますが、行事用保険の対象になりますか？その場合、行事区分は何でしょうか？

A11 対象となります。

また、適用行事区分は、「A1」です。なお、電動工具や機械を使用する場合は加入できません。

Q12 自治会の自発的なボランティアグループで、花火大会のときに防犯パトロールを行います。

「ボランティア行事用保険」の対象になりますか？

A12 対象となりません。

ボランティア行事用保険では、防犯パトロール以外にも防火パトロールや交通指導・補導員など対象とならない活動もありますのでご注意ください。

Q13 乳幼児を持つ母親向けに育児のための講演会を開催します。当日、ボランティアさんに来てもらって会場に託児所を併設しますが、託児についてボランティア行事用保険に加入はできますか？

A13 託児そのものが「行事」ではないので託児のみの加入はできません。
行事全体での加入はできますので、講演会とセットで加入することになります。

Q14 野外行事で旅館、レストランなどで食事しているときの賠償事故や参加者のケガについての補償はどうなりますか？

A14 この場合の賠償事故は、過失の有無によって補償される場合とされない場合があります。
行事主催者に管理責任があり、過失があったと判断される場合のみ補償されます。参加者のケガについては補償されます。

Q15 同一の行事が同一の日に別々の会場で実施される場合の加入依頼書への記入方法について教えてください。
また、特定の会場だけ加入することはできますか？

A15 加入依頼書の行事欄に行事名称と開催場所を明記の上、すべての会場の合計人数を記入してください。また、すべての会場が1行事となるため、特定の会場だけを加入することはできません。

Q16 社協主催の行事に、学校の特別活動として小学生が参加する場合、ボランティア行事用保険に加入できますか？

A16 加入できます。
主催者として社協の責任を問われる場合もありますので、万一の事故に備えておくことが必要です。
ただし、学校からの加入申込みの場合で、その行事が学校管理下（クラブ活動、課外指導中など）にあたるものは、対象となりません。

Q17 公民館を利用して講演会を行いますが、入場定員が決まっています。定員数でボランティア行事用保険に加入できますか？

A17 入場定員が決まっている施設（屋内・屋外を問いません。）であれば、その定員数でボランティア行事用保険に加入することができます。

Q18 施設内で行われる福祉まつりなど参加人数が把握できない行事の場合のCプランの加入条件について説明してください。

A18 参加人数が把握できない行事の場合はCプランでのご加入となります。①開催場所内外の区別が客観的に可能であること（フェンス等）②入口が特定されており、他からの入場ができないこと③入口において入場者が把握できることが加入の条件となります。

Q19 加入手続き後、行事日程や参加人数が変更となった場合どうすればよいですか？

A19 行事日程や参加人数に変更があった場合、加入を受けた社会福祉協議会を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きを行います。具体的な手続きは46ページの「4. 変更手続き」をご参照ください。
また、行事が中止になった場合、順延日が決まっていない場合は、翌営業日までに保険料の返れい手続きを行ってください。翌営業日までに手続きを行っていただけなかった場合、保険料を返れいできない場合がありますのでご注意ください。

Q20 山・森林などで行う行事の区分を教えてください。

A20 植林や電動工具を使用する枝払い、下草刈り、登山などは加入対象外となります。草花を植える程度のものやハイキング、森林浴などは「A1」での加入となります。

Q21 障害者のための日帰りバス旅行の帰り道、バスが追突事故を起こし、参加者数人がケガをするとともに、前を走行していた乗用車も破損しました。補償の対象になりますか？

A21 参加者のケガは帰途を含めて対象となります。追突事故による乗用車やバスの修理費用や相手方の乗用車の搭乗者のケガは対象なりません。（自動車に起因する賠償事故は自動車保険での対象となります。）

Q22 船を使用する日帰り行事に関する行事区分について、詳しく教えてください。

A22	<A1> ゴムボート遊び(川下りを除く)、ペダルボート、ボート教室(手漕ぎ) など
	<A2> プールで行うカヌー教室、船上パーティー、納涼船、ライン下り(観光用)、ヨット教室、遊覧船 など
	<A3> カヌー競漕、川で行うカヌー教室、クルーザー遊覧、ウェーブカッター、エイトボート、水上オートバイ
	<加入できない行事> いかだ下り、ライン下り(観光用以外)、ヨットレース、ラフティング、舟釣り(舟で釣り場に行くものを含みます。) など

Q23 社協主催で行事を開催するにあたり、ボランティアの方の参加はありませんが、ボランティア行事用保険に加入できますか?

A23 地域福祉活動の一環として行われる各種行事であれば、ボランティアの方の参加の有無にかかわらず加入することができます。

Q24 ボランティアグループでの懇親行事としてキャンプに行くことになりました。ボランティア行事用保険に加入できますか?

A24 加入できません。親睦(懇親)が目的であるレクリエーション行事は対象になりません。

Q25 行事参加者が自家用車で他の参加者を迎えて行き、一緒に会場に向かいました。その際自動車事故を起こしてしまったが、対象となりますか?

A25 ケガは補償の対象となります。(通常の往復経路と認められる場合に限ります。)ただし、自動車による対人対物などの損害賠償責任や自身の自動車の修理代などは対象となります。
(Cプランは往復途上のケガは対象なりません。)

Q26 夜10時から朝5時までの歩こう会を実施します。日にちはまたぎますが、宿泊は発生しません。この場合、宿泊を伴わないのでAプランに加入すればいいですか?

A26 Aプランで結構です。日にちをまたいでも、宿泊を伴わず24時間以内で行事が終了する場合はAプランへの加入となります。
ただし、あらかじめ仮眠場所を用意しているなどの場合は、宿泊を伴う行事とみなしますので、Bプランへの加入となります。

Q27 買い物支援を行なうイベントで、イベント参加者が買い物している間も補償対象となりますか?

A27 主催者側が買い物に随行していない場合は対象なりません。

Q28 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度に基づき、登録研修機関として研修を行います。その実地研修の際に研修参加者が行った口腔内のたんの吸引で賠償事故を発生させてしまった場合、補償されますか?

A28 研修主催者の損害賠償責任はもちろん、研修参加者の損害賠償責任も補償の対象となります。
平成24年4月1日の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正および「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、登録研修機関がたんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)や経管栄養(胃ろうまたは腸ろう、経鼻経管栄養)の実地研修を行った際の事故による損害賠償責任については、保険金をお支払いできないとしている医療行為(人や動物に対する診療、治療、看護など)に該当しないことを明確に定めました。また、もともと実習を伴う行事の場合は、行事主催者に加え、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償対象としていることから、研修主催者が負う損害賠償責任に加え、行事参加者の損害賠償責任も補償の対象となります。

Q29 Aプラン(宿泊を伴わない行事)において、特に「火」や「水」、「山」、「祭り」に関係する行事の区分を詳しく教えてください。

A29 Aプラン(宿泊を伴わない行事)については以下のような区分になります。以下に記載がないものについては、福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

区分	A1	A2	A3	加入できない行事
「火」に 関係する 行事	いも煮会、お茶会、炊き出し、灯篭 流し、豚汁会、どんど焼き、花火見 物、花火大会(市販程度の花火)、 バーベキュー、やきいも会、料理教 室、飯ごうすいさん、模擬店 など	キャンプファイヤー、消火訓練(一 般市民、学童等が行う程度のも の)、防災訓練(一般市民、学童等が 行う程度のもの)、聖火リレー など	—	消防団の訓練、防犯・防 火パトロール、山焼き・野 焼き など
「水」に 関係する 行事	磯遊び(浜辺で行う程度)、海水浴、 貸ボート乗り、川原遊び(ゲーム、水 遊び程度)、ゴムボート遊び(川下り を除く)、魚の放流、潮干狩り、シュー ノーケル、水泳・遠泳、釣教室(建物 内で行うもの)、釣堀での釣り、灯篭 流し、ボート教室(手漕ぎボートを 使用)、水遊び、河川清掃 など	ウィンドサーフィン、鵜飼体験、カ ヌー教室(プールで行う場合)、魚釣 り(船を使用するものを除く)、船上 パーティー、納涼船、納涼大会(船 を使用するもの)、豊漁祭(船から稚 魚を放流する程度のもの)、湖の氷 上のわかさぎ釣り、遊覧船、ヨット 教室、ライン下り(観光客を対象に する程度)、着衣水泳(防災訓練を 準用) など	カヌー教室(川で行う 場合)、カヌー競漕、ク ルーザー遊覧、サー 芬、水上スキー、レ ガッタ、魚釣り(船を使 用するもの)、スタンド アップパドル など	いかだ下り、川下り(觀光 用のライン下り以外)、 ヨットレース、キャニオニ ング、スキーバドайビ ング など
「山」に 関係する 行事	山菜とり、森林浴、ハイキング、まつ たけ狩り、みかん狩り、リンゴ狩り、 草むしり(電動工具を使用しない場 合)、植物採集 など	キャンプ、キャンプファイヤー、スー パースライダー など	ボルダリング(壁高 5m未満)	岩のぼり、下草刈り・枝払い (電動工具を使用する 場合)、植林、登山、フリー クライミング、ボルダリ ング(壁高5m以上)、山 焼き・野焼き、除草(電動 工具を使用する場合) など
「祭り」に 関係する 行事	植樹祭(公園で行う程度のもの)、ど んど焼き、納涼大会(船を使用しな い場合)、盆踊り、もちつき大会 など	子ども祭(紙のみこしあつぎ)、もち 投げ祭り など	山車や神輿に参加す るもの など	盆踊りのやぐら等の組 立・解体、大廻揚げ、けん かみこし など

Q30 営利企業の社員が行うボランティア行事の取り扱いについて教えてください。

A30 営利企業(株式会社・有限会社等)の社員の勤務時間中に行われる行事や、勤務時間の前後に勤務時間と連続するかたちで行われる行事(企業が実施主体の行事)は、補償の対象外としていますが、企業活動と切り離された、企業内の有志の方々の自発的な活動によるボランティア行事は、補償の対象となります。

企業内有志の方々の自発的な活動による行事の場合は、グループの代表を加入申込人としてください。(企業名での加入はできません。)

Q31 建物内でバザーを開催します。参加者が不特定多数のため、参加者はCプラン、主催者であるスタッフは名簿の備付が可能なため、A1プランで加入することはできますか?

A31 できません。

主催者・参加者、全員同じプランでご加入いただくことになりますので、このケースの場合は全員Cプランでのご加入となります。

Q32 加入者が主催者ではない大規模なイベントに参加するため、加入者グループのみで保険に加入できますか?

A32 加入できません。当該制度は1イベント(行事)のすべての参加者を保険の対象に、主催者が加入しなければなりません。

Q33 弁当や食材を配達する場合や配布する場合は保険に加入できますか?

A33 弁当や食材を配達する場合は行事とはいえないため、ボランティア活動保険に加入してください。

Q34 新型コロナウイルス感染症等の特定感染症が補償されないのはなぜですか?

A34 特定感染症を補償する特約は、補償期間が1年以上の保険に限定されています。ボランティア行事用保険は短期間を補償する制度のため、特約をつけることができません。なお、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症となったため、特定感染症には該当しないものとなりました。